

【宮城県野生鳥獣被害対策本部】 「クマ出没注意報」を発令します

9月におけるツキノワグマ目撃等件数は、**126件**となり、注意報発令基準（114件）を超えたことから、**県内全域**を対象として「**クマ出没注意報**」を発令いたします。

1 発令内容	クマ出没注意報	2 対象地域	県内全域 （全市区町村）
3 発令期間	令和8年10月1日（木）から 同年10月30日（金） まで		
4 県民の皆様へのお願い	（1）これからの季節は、クマが冬眠に備え食欲が増し、行動が活発化する時期と言われていること等から「クマ目撃等情報マップ」をこまめに参照し、 ①朝夕の行動を避ける、②クマ鈴など音を鳴らす、 ③多人数で行動する、④生ゴミを放置しないなど、クマとの遭遇防止対策を引き続きお願いします。 （2）山林内では、沢沿いや背丈の高い藪など、クマの行動ルートになる場所には近寄らないようお願いします。 （3）クマに遭遇したときは、急な動作をするとクマを刺激し、襲われる可能性が高いので、落ち着いて静かに背中を見せないようにして離れてください。 （4）クマに襲われた場合は、地面に腹ばいになり、両手で首の後ろをガードして首や頭を守ってください。		

【↓情報マップ↓】



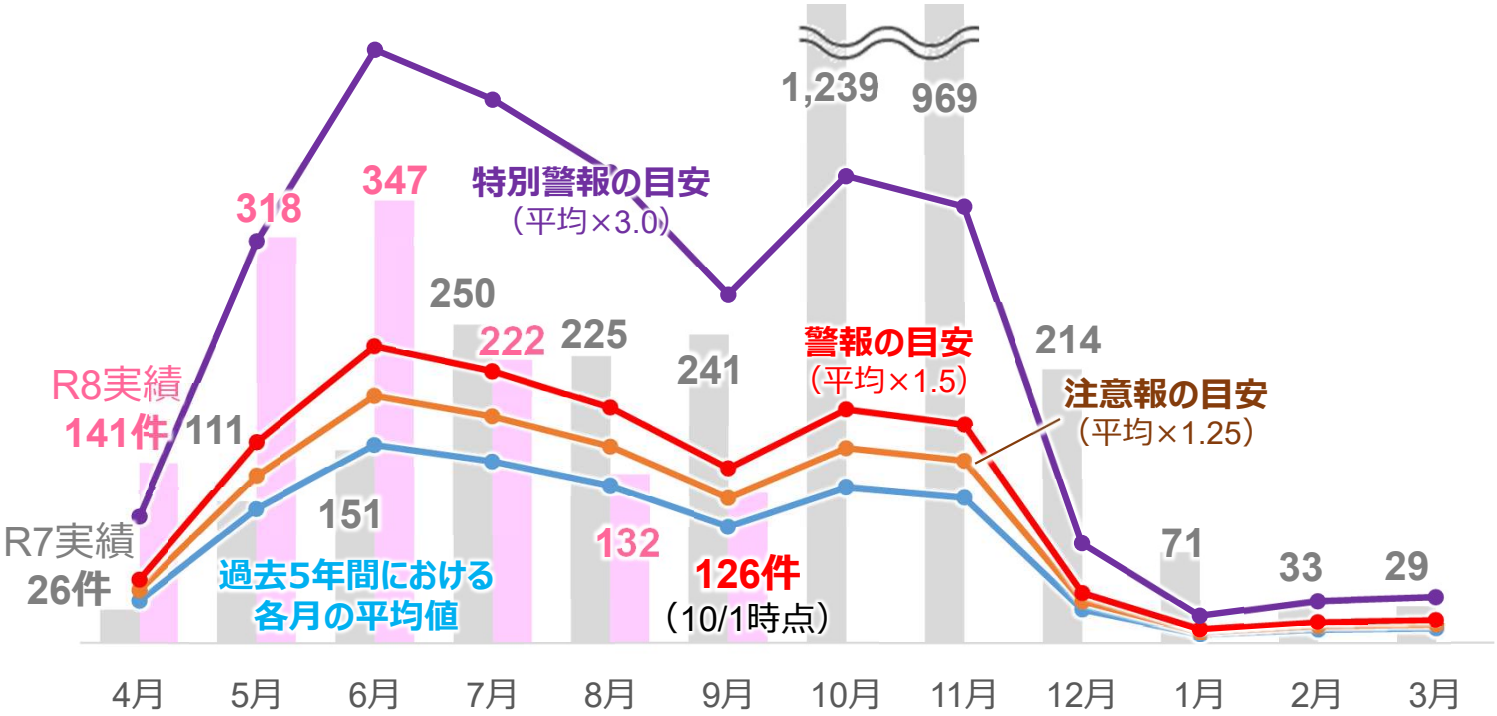
【↑関連情報↑】

【参考1】「クマ出没注意報」等の発令基準（基準に該当した場合に**対策本部**が**総合的に判断**して発令）

項目等	発令基準の概要	
注意報	①当該月の目撃等件数が過去5年間※の同月平均値の1.25倍以上 ②同一市区町村の市街地での目撃件数が直近1週間で2回発生したとき ③その他人身被害の発生が懸念されるとき	
警報	①当該月の目撃等件数が過去5年間※の同月平均値の1.5倍以上 ②同一市区町村の市街地での目撃件数が直近1週間で10回発生したとき ③各市区町村の市街地においてケガ等の人身被害が発生したとき ④その他人身被害の拡大が危惧されるとき	
特別警報	①当該月の目撃等件数が過去5年間※の同月平均値の3倍以上 ②死亡被害が発生したとき ③同一又は隣接市区町村でケガ等の人身被害が1か月以内に2回発生したとき	
対象地域 （発令地域）	上記①	注意報・警報：原則として県内全域
	①以外	特別警報： 市区町村別 の出没状況を踏まえて対策本部で決定 原則として 該当市区町村
発令期間	上記①	発令日から1か月間
	①以外	発令日から 2週間を目途 に対策本部で決定

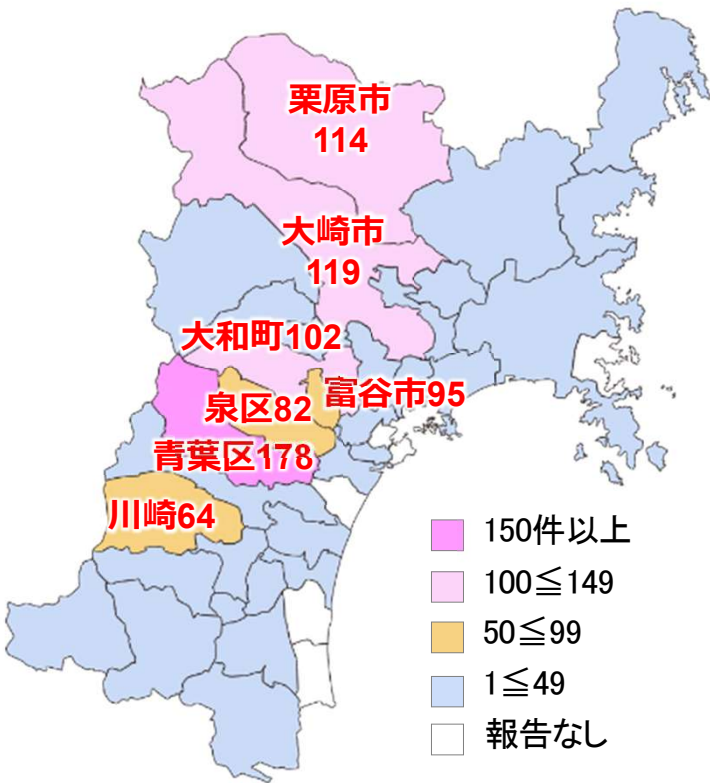
※ 当面の間、「過去5年間」に**令和7年度の実績は含めない**（過去最多の大量出没となったため）

【参考2】 本県におけるクマ目撃等件数の推移



参考数値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
過去5年間の平均値	33	105	155	142	123	91	122	114	26	7	11	12
注意報(平均×1.25)	41	131	194	178	154	114	153	143	33	9	14	15
警報(平均×1.5)	50	158	233	213	185	137	183	171	39	11	17	18
特別警報(平均×3.0)	99	315	465	426	369	273	366	342	78	21	33	36
令和8年度実績	141	318	347	222	132	126	※ 10/1時点					

【参考3】 市区町村別目撃等状況 (R8.4/1～10/1)



仙台市	327	七ヶ宿町	27
青葉区	178	大河原町	2
宮城野区	18	村田町	14
若林区	0	柴田町	2
太白区	49	川崎町	64
泉区	82	丸森町	6
石巻市	20	亶理町	0
塩竈市	0	山元町	0
気仙沼市	23	松島町	33
白石市	39	七ヶ浜町	0
名取市	26	利府町	16
角田市	1	大和町	102
多賀城市	2	大郷町	32
岩沼市	8	大衡村	44
登米市	38	色麻町	20
栗原市	114	加美町	27
東松島市	25	涌谷町	1
大崎市	119	美里町	13
富谷市	95	女川町	0
蔵王町	39	南三陸町	7